【災害発生時フロー】

令和5.6月

災害警戒時(災害発生前)

絆の手帳
- 非常持出品の確認
- 災害時における行動の確認

災　害　発　生

- 自身、家族等の安全確保
- 災害時における行動の実践

報告

公社「災害対策本部」

対策本部

・本部長	:理事長
・副本部長	:専務理事、常務理事
・本部員	:事務局長(同等の職にある者)、各所属長
本　部	:総務課
規　程	:公社災害対策本部要綱

本部会議
- 組織:本部長、副本部長、本部員
  ※　災害応急対策の実施の協議

事務局

・対策本部事務局長	:事務局長
・対策本部事務局次長	:総務課長
・情報担当員	:総務課長補佐
・事務局員	:事務局長が指名する者

連携

新潟市「災害対策本部」

指示　　報告・相談

公社「災害対策部」

対策部

・部長	:所属長
・副部長	:次席又は部長が指名する者
・情報連絡員	:各係長又は部長が指名する者

配備指令　報告・相談

班
- 班長:施設長等
- 班員:施設職員

※ 各施設で災害対策マニュアルを整備

配備指令　報告・相談

勤務外職員
- 配備職員:各所属職員

配備指令に応じた行動

公社「非常配備体制」

【配備基準】 規程:公社非常配備体制に関する基準

1号配備

(1)市内に気象警報等が発表された場合
(2)河川管理者により、市内を流れる河川の洪水予報又は水防警報が伝達された場合
(3)市内に津波注意報が発表された場合
→ 配備指令を待たずに、各部、各班の自衛消防隊第一順位の職員は情報収集、待機

2号配備

(1)1号配備基準に達し、かつ災害発生が確実と判断される場合
(2)市内に局地的又は散発的に小災害が発生した場合
(3)市内に津波警報が発表された場合
(4)市内に震度5弱の地震が発生した場合
→ 配備指令を待たずに、各部、各班の自衛消防隊第一順位の職員(2号配備職員)は勤務場所へ出勤、その他の職員は情報収集、待機

3号配備

(1)災害が発生し、被害が市内広範囲又は市内全域に及ぶ場合
(2)市内に震度5強の地震が発生した場合
→ 配備指令を待たずに、原則、全職員は勤務場所へ出勤

【自主参集】

(1)市内に震度6弱以上の地震が発生した場合
(2)大災害の発生により、市内広範囲にわたり電話回線が不通となった場合
→ 配備指令を待たずに、原則、全職員は勤務場所へ出勤

2号配備

その他本部長が必要と認める場合
→ 各部、各班の自衛消防隊第一順位の職員(2号配備職員)は勤務場所へ出勤、その他の職員は情報収集、待機

3号配備

その他本部長が必要と認める場合
→ 原則、全職員は勤務場所へ出勤